屋外広告物法第７条第４項に基づく保管及び処分公告

屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）第７条第４項の規定に基づき、禁止物件（兵庫県屋外広告物条例第５条第１項及び２項）に表示されていた広告物等の保管について、次のとおり公告する。

令和８年(2026 年)３月 12 日

宝塚市長　森　臨太郎

記

保管した広告物等の種類及び数量	はり札	立看板	広告旗	
	1	0	0	
保管した広告物等が表示されていた場所	寿町			
広告物等を除却した日	令和８年３月 10 日			
広告物等の保管を始めた日	令和８年３月 10 日			
広告物等の処分をする日	令和８年３月 26 日			
広告物等の保管場所	宝塚市東洋町１－１			
返還を求める場合の連絡先	宝塚市役所都市整備部都市計画課 電話　０７９７－７７－２０８８			